○外務省令第十一号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十九条第二項の規定に基づき、研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十月三十日

外務大臣　茂木　敏充

研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令

研修員手当の号の適用に関する規則（昭和四十四年外務省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後

別表（第一条関係）

一　大使館

区分＼号別月額		[略]	6号	[略]	8号	[略]	12号	13号	[略]	18号	19号	20号	21号	22号	[略]
			円 650,700		円 606,700		円 518,700	円 496,700		円 386,700	円 364,700	円 342,700	円 320,700	円 298,700	
国地の別	アジア									ネパール 東ティモール	ミャンマー	インド モルディブ	中華人民共和国 モンゴル	カンボジア ラオス	
	大洋州									ソロモン	マーシャル	トンガ	ミクロネシア	サモア パラオ	
	北米													アメリカ合衆国	
	中南米									ニカラグア ホンジュラス		グアテマラ パルパドス	アルゼンチン エクアドル エルサルバドル コロンビア ドミニカ共和国	ジャマイカ トリニダード・トバゴ ペルー	
	欧州						トルクメニスタン			アイスランド タジキスタン			カザフスタン スイス ノルウェー ベラルーシ	キルギス	
	中東							アフガニスタン イラク			イラン	シリア	レバノン	イスラエル クウェート	
	アフリカ				南スーダン		リビア	アンゴラ ギニア コンゴ民主共和国 ジンバブエ スーダン ナイジェリア		タンザニア マダガスカル ルワンダ	ケニア	ザンビア ボツワナ	アルジェリア ナミビア モーリシャス	エジプト	

※　在外公館名称位置給与法第十条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。

改正前

別表（第一条関係）

一　大使館

区分＼号別月額		[同上]	6号	[同上]	8号	[同上]	12号	13号	[同上]	18号	19号	20号	21号	22号	[同上]
			円 650,700		円 606,700		円 518,700	円 496,700		円 386,700	円 364,700	円 342,700	円 320,700	円 298,700	
国地の別	アジア									ネパール 東ティモール	ミャンマー	インド モルディブ モンゴル	中華人民共和国	カンボジア ラオス	
	大洋州									ソロモン	マーシャル	トンガ	ミクロネシア	サモア パラオ	
	北米													アメリカ合衆国	
	中南米									ニカラグア ホンジュラス		グアテマラ パルパドス	アルゼンチン エクアドル エルサルバドル コロンビア ドミニカ共和国	ジャマイカ トリニダード・トバゴ ペルー	
	欧州						トルクメニスタン			アイスランド タジキスタン			カザフスタン スイス ベラルーシ	キルギス ノルウェー	
	中東							アフガニスタン イラク		イラン		シリア	レバノン	イスラエル クウェート	
	アフリカ		南スーダン				コンゴ民主共和国 リビア	アンゴラ ギニア ジンバブエ スーダン ナイジェリア		タンザニア マダガスカル ルワンダ	ケニア	ザンビア ボツワナ	アルジェリア ナミビア モーリシャス	エジプト	

※　在外公館名称位置給与法第十条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和二年十一月一日から施行する。